

既存の営業許可業種の検討について

厚生労働省医薬・生活衛生局

要許可業種の検討①

	品目	現行許可業種	取扱い食品への 基準等の設定状況 (代表例)	重複許可 (20%以上) ※ N=20以下を除く。
製造加工	乳、乳製品 (飲料)	集乳業	乳等省令	—
		乳処理業 (牛乳(脱脂乳その他牛乳に類似する 外観を有する乳飲料を含む。))又は山羊乳を処 理し、又は製造する営業)、特別牛乳処理業、 乳酸菌飲料製造業	乳等省令	乳製品製造業 アイスクリーム製造業 菓子製造業 清涼飲料製造業
		乳製品製造業 (粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、 バター、チーズその他乳を主要原料とする食品 (牛乳に類似する外観を有する乳飲料を除く。)) を製造する営業)	乳等省令	菓子製造業
		特別牛乳搾取処理業	乳等省令	—
	清涼飲料	清涼飲料製造業	規格基準	菓子製造業
		乳酸菌飲料製造業	乳等省令	菓子製造業 乳処理業 乳製品製造業
	乳製品 (飲料以外の製 造)	乳製品製造 (粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、 バター、チーズその他乳を主要原料とする食品 (牛乳に類似する外観を有する乳飲料を除く。)) を製造する営業) (飲料以外の製造)	乳等省令	菓子製造業
		アイスクリーム類製造 (アイスクリーム、アイ スシャーベット、アイスキャンデーその他液体 食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結 させた食品を製造する営業)	乳等省令	飲食店営業 菓子製造業 乳類販売業

要許可業種の検討②

	品目	現行許可業種	取扱い食品への 基準等の設定状況 (代表例)	重複許可 (20%以上) ※ N=20以下を除く。
製造加工	食肉	食肉処理業	規格基準	食肉販売業
		食肉販売業（細切など加工）	規格基準	魚介類販売業 乳類販売業 飲食店営業
	食肉製品	食肉製品（ハム、ソーセージこれらに類するもの）製造業	規格基準	飲食店営業 そうざい製造業 食肉処理業
		魚肉ねり製品製造業(魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを製造する営業を含む。)	規格基準	そうざい製造業 魚介類販売業
	鮮魚、水産製品	魚介類販売業（加工）	規格基準	食肉販売業 乳類販売業 飲食店営業
		冷凍冷蔵業（水産品等の流通加工）	規格基準	そうざい製造業

要許可業種の検討③

	品目	現行許可業種	取扱い食品への 基準等の設定状況 (代表例)	重複許可 (20%以上) ※ N=20以下を除く。
製造加工	めん類	めん類製造業	衛生規範（生めん）	飲食店営業
			規格基準（即席めん）	
	大豆製品	豆腐製造業	規格基準	—
		納豆製造業		—
	調味料	みそ製造業		菓子製造業 そうざい製造業
		醤油製造業		みそ製造業 缶詰・瓶詰製造業
		ソース製造業(ウスターソース、果実ソース、果実ピューレー、ケチャップ又はマヨネーズを製造する営業をいう。)		そうざい製造業 菓子製造業 飲食店営業 缶詰・瓶詰製造業
	食用油脂	食用油脂製造業	規格基準	—
		マーガリン・ショートニング製造業		乳製品製造業 油脂製造業 添加物製造業
	酒類	酒類製造業		—
氷雪	氷雪製造業	規格基準	—	

要許可業種の検討④

	品目	現行許可業種	取扱い食品への 基準等の設定状況 (代表例)	重複許可 (20%以上) ※ N=20以下を除く。
製造加工	菓子、パン	菓子製造業(パン製造業を含む。)	衛生規範	飲食店営業
		あん類製造業	規格基準	菓子製造業
	弁当・そうざい	そうざい製造業(通常副食物として供される煮物(つくだ煮を含む。)、焼物(いため物を含む。)、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業をいい、第十三号、第十六号又は第二十九号に該当する営業を除く。)	衛生規範	菓子製造業 飲食店営業
		飲食店営業(弁当製造)		—
	冷凍食品	冷凍冷蔵業(冷凍食品製造)	規格基準	そうざい製造業
	缶詰・瓶詰	缶詰瓶詰製造		菓子製造業 そうざい製造業
	放射線照射食品	放射線照射業		—
添加物製造	添加物	添加物製造	規格基準	—

要許可業種の検討⑤（主な条例許可業種）

	品目	現行許可業種	取扱い食品への基準等の設定状況（代表例）	重複許可（20%以上） ※ N=20以下を除く。
製造加工	漬物	漬物製造業	衛生規範	
	水産加工品	水産加工品製造業（ねり製品製造、冷食品製造、缶詰びん詰製造を除く。）	規格基準	
	ふぐ	ふぐ処理業	取扱い要領（通知）	
	かき	かき処理業	規格基準	
	液卵	液卵製造業	衛生規範	
	鶏卵	鶏卵の選別包装業	規格基準	
	そうざい半製品	そうざい半製品等製造業		
	菓子種	菓子種製造業	衛生規範	
	こんにやく、ところてん	こんにやく・ところてん製造業		

要許可業種の検討⑥（飲食店等調理関係）

	業態	現行許可業種	取扱い食品への基準等の設定状況 (代表例)	重複許可 (20%以上) ※ N=20以下を除く。
調理	一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キヤバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業【政令】、そうざい製造施設、弁当、仕出し、自動販売機、コンビニエンスストア、イートインスペースを備えた販売業、事業者給食、調理移動販売、イベント、	飲食店営業	規格基準	—
	喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業【政令】、自動販売機、ディッシュアップアイスクリーム販売店など	喫茶店営業		—
	通常副食物として供される煮物(つくだ煮を含む。)、焼物(いため物を含む。)、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業を(食肉製品製造業、魚肉練り製品製造業、豆腐製造業に該当する営業を除く。)【政令】	そうざい製造	衛生規範	菓子製造業 飲食店営業
	給食(営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合【法律】)	許可不要		—

要許可業種の検討⑦（販売業）

	現行許可業種	取扱い食品への基準等の設定状況（代表例）	重複許可 （20%以上） ※ N=20以下を除く。
販売	乳類販売業（直接飲用に供される牛乳、山羊乳若しくは乳飲料(保存性のある容器に入れ、摂氏百十五度以上で十五分間以上加熱殺菌したものを除く。)又は乳を主要原料とするクリームを販売する営業)	乳等省令	飲食店営業 魚介類販売業 食肉販売業
	食肉販売業	規格基準	飲食店営業 乳類販売業 魚介類販売業
	魚介類販売業	規格基準	飲食店営業 乳類販売業 食肉販売業
	魚介類せり売り営業	規格基準	—
	冰雪販売業	規格基準	—